

水給 第 145号
平成27年5月29日

指定給水装置工事事業者
指定排水設備工事事業者 各位

鹿児島市水道局 給排水設備課
課長 中村 光洋
(公 印 省 略)

給水装置工事施行基準及び排水設備工事施行基準 の一部改正について（通知）

平素より本市の上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび「給水装置工事施行基準」及び「排水設備工事施行基準」について、一部改正を行いましたので通知致します。改正内容は下記をご参照ください。
ご理解のほど、よろしく申し上げます。

【主な改正内容】

給水装置工事施行基準

- ・ 止水栓ボックス及び仕切弁室に係る改正
- ・ 水質基準に係る改正

排水設備工事施行基準

- ・ ディスポーザー排水処理システムに係る改正

【運用開始日】 平成27年6月1日 施行

【改正版の配布】

改正箇所につきましては、水道局ホームページの「給水装置・排水設備工事施行基準」からダウンロードできます。また、施行基準書の貸し出しも行っています。

【問い合わせ先】 給排水設備課

北部審査係：TEL 099-213-8524

南部審査係：TEL 099-213-8523